

第1回 新潟県最低賃金審議会議事録

日 時：平成28年7月7日（木）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第1回新潟県最低賃金審議会を開会いたします。

私は進行を務めさせていただきます、賃金室の井上と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっております。傍聴人がおられることを併せてご報告いたします。

はじめに梅澤局長からごあいさつを申し上げます。

（局 長）

局長をしております梅澤です。本日は大変お忙しい中、平成28年度新潟県最低賃金審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日ごろより最低賃金制度はもちろんです、私ども労働局が進めます労働行政につきまして、特段のご理解とご協力を賜っております。改めまして厚く御礼を申し上げます。

さて、新聞等で既に委員の皆様方ご存じのところですが、先月6月14日になりますけれども、塩崎厚生労働大臣は中央最低賃金審議会に対しまして諮問をされました。今年度の地域別最低賃金額の目安につきまして、諮問が行われております。私どもとしまして、新潟労働局管内に適用される最低賃金につきまして、必要な見直しをしていきたいと考えて、委員の皆様方にお集まりいただいたものです。

例年のことになりますけれども、非常に夏の暑い中、皆様方大変お忙しい中、非常に過密なスケジュールの中でご審議をいただくことになります。大変なご苦勞をおかけしますが、是非ともよろしくお願いいたします。

私ども事務局といたしましては、委員の皆様の審議につきまして、例年どおり新潟県の実情を踏まえられまして活発なご議論をいただき、そして事務局としましては、是非とも

全会一致でご審議をいただき、ご答申をいただけたらありがたく思っております。大変過密の中でご苦勞をおかけしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日は今年度最初の会議でございます。使用者代表委員の交替及び事務局職員の異動もありましたので、各委員及び事務局職員を紹介させていただきます。お手元にお配りしました資料No.1 委員名簿をご覧ください。

ここで訂正をお願いしたいと思います。使用者代表の黒さんですが、原信ナルスオペレーションサービス株式会社労務企画室長となっておりますが、正しくは労務企画室シニアマネジャー。室長の「長」を取っていただきまして、その下にカタカナでシニアマネジャーという形で訂正願いたいと思います。

それでは名簿に添って、公益代表、労働者代表、使用者代表ごとに、五十音順で紹介させていただきます。

(事務局)

公益代表委員、大串委員。

(大串委員)

大串でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

木南委員。

(木南委員)

木南でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

永井委員。

(永井委員)

永井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

二岸委員。

(二岸委員)

二岸でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

村山委員。

(村山委員)

村山です。よろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして労働者代表委員梅野委員。

(梅野委員)

梅野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

大場委員。

(大場委員)

大場でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

蒲原委員。

(蒲原委員)

はい、蒲原です。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

諸橋委員。

(諸橋委員)

はい、諸橋です。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

八代委員。

(諸橋委員)

はい、八代です。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして使用者代表委員として小黒委員。

(小黒委員)

はい、小黒です。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

佐藤委員。

(佐藤委員)

はい、佐藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

下村委員。

(下村委員)

下村です。よろしく申し上げます。

(事務局)

鈴木委員。

(鈴木委員)

はい、鈴木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

名古屋委員。

(名古屋委員)

はい、名古屋でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして事務局職員を紹介させていただきます。

城井労働基準部長。

(城井労働基準部長)

城井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

内山賃金室長。

(内山賃金室長)

内山でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

倉茂賃金指導官。

(倉茂賃金指導官)

倉茂でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

和田係員。

(和田係員)

和田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは昨年、最低賃金法第24条第2項により、会長には村山委員、会長代理には永井委員が選出されておりますので、引き続きお二人にお願いいたします。村山会長よりご挨拶をお願いし、以後の議事進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

会長職を誠実に務めさせていただきます。なかなか注目を浴びている会議でありますので、委員各位の特段のご配慮をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では議事に入ります。まず、お手元の議題(1)新潟地方最低賃金審議会運営規程等につきまして、事務局説明をお願いします。

(室長)

それでは事務局から説明させていただきます。

議題(1)について説明させていただきます。内容は3点ございます。まず1点目につきましては、新潟地方最低賃金審議会の運営規程の確認ということをお願いしたいと思っております。資料No.2、通算のページで2ページをご覧ください。本規定につきましては昨年度と変わっておりません。今回、特段のご意見等がなければ、本年度もこの規定に基づきまして、審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして2点目です。この審議会の公開、非公開の取扱いについてです。同じく運営規程の第6条、そこにありますように、審議会は原則として公開することとなっております。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、それから個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、それから率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合、これに該当する場合は、会長のご判断により非公開とすることができます。

これまで第1回の審議会の場で委員の皆様からご意見をいただき、その意見に基づきまして方針をあらかじめ決定させていただき、公開、非公開を決めておりました。昨年度までは、本審につきましては異議申立に関する審議にかかわるものについては非公開とし、そのほかの本審については公開としておりました。それから専門部会につきましては、非公開としたところですが、今年度はそれをどのようにするのか、ご協議をお願いしたいと思います。

3点目です。お配りした賃金決定要領の161ページです。ここに最低賃金審議会令がございます。第6条第5項の規程の適用についてでございます。161ページの真ん中ほどです。「審議会は、あらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という、この条項でございます。一昨年度、この条項につきましては、県最賃を除いた専門部会については適用していたわけで、昨年度、県最賃についてもこれを適用するというので、取り扱ってきたところでございます。今年度も昨年度と同様の取扱いとしてよろしいか、ご協議をお願いしたいと思います。

ただ、全回一致で決議した場合は、今申し上げたとおり、本審において専門部会報告をいただくこととなりますけれども、至らない場合につきましては、従来どおり本審において決議をすることとなります。

以上3点でございますが、よろしくをお願いしたいと思います。

(会 長)

1つずつ進行いたします。まず運営規程につきまして、これは平成20年5月から続いている規程でございますが、これに関して意見等がありましたら、なければいけないのですが、労働者側ありますか。使用者側いかがですか。特にないということは、この規程でよろしいという趣旨に理解してよろしいですか。ありがとうございます。

では、本年もこの規程に基づいて運営していくことを決めましょう。

2番目が、本審及び専門部会の公開、非公開についてということでございます。運営規程に、先ほど事務局から説明があったとおりののですが、今年度はどういたしましょうかということ。質疑、ご意見がありましたら伺います。使用者側何かありますか。

(佐藤委員)

これまでどおりでよろしいです。

(会 長)

昨年のおりでよろしいですか。労働者側の方いかがですか。

(諸橋委員)

昨年通りでよろしいです。

(会 長)

そうするとここにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、本審におきましては、異議の本審を除いて公開。専門部会の方は非公開ということにさせていただきます。よろしく申し上げます。

3番目が、先ほど説明がありました最低賃金審議会令第6条第5項に関連してであります。これについても意見を伺います。労働者側何かありますか。

(諸橋委員)

昨年どおりでよろしいと思います。

(会 長)

昨年どおりというご意見ですか。使用者側いかがでしょう。

(佐藤委員)

私も昨年どおりでよろしいと思います。

(会 長)

昨年どおりということにいたしまして、審議会令6条5項を適用する場合は、専門部会の議決は全会一致の場合ということに限定して行います。したがって、専門部会におきまして全会一致に至らない場合には、当然本審において審議することになります。ありがとうございました。

議題1が終わりまして、議題2に入ります。新潟県最低賃金の改正諮問についてということですが、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

それでは局長から新潟県最低賃金の改定について諮問させていただきます。局長と会長、前をお願いします。

これから皆様に諮問文の写しを配付したいと思います。

諮問文について、私の方で朗読させていただきます。朗読後、局長より一言ご挨拶を申し上げます。

新労発基 0707 第1号

平成 28 年 7 月 7 日

新潟県最低賃金審議会会長村山六郎殿

新潟県最低賃金の改正決定について諮問

最低賃金法昭和34年法律第137号第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金、昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号の改正決定について、ニッポン一億総活躍プラン平成28年6月2日閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針2016 同日閣議決定及び日本再興戦略2016 同日閣議決定に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

(会長)

局長、何かありますか。

(局長)

特段のご説明ではないのですが、大事だと思いますので、一言だけ触れておきます。ご説明申し上げます。例年ですと、昨年度委員をされていらっしゃる方ご存じのとおり、2行目、3行目ですね、改正決定についての後、貴会の調査審議をお願いすると、お願いを申しあげました。今回はここにご覧の2行半くらいの言葉が入っております。これは私も事務局としまして、実は先ほど冒頭のご挨拶で触れました、塩崎大臣の諮問の文章がこのような形になっておりました。地方の審議をあずかる事務局としまして同じ文言を入れたものです。それ以上のことは特段ございません。

冒頭申しあげましたとおり、例年どおりのご審議をお願い申し上げたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。では局長から諮問を受け取りました。当会といたしましても、今後、調査、審議を続けていきたいと思います。

次に、関連しました配付資料について、事務局から順次説明をいただきます。

(室長)

それでは資料について説明させていただきます。

まず配付資料3、3ページからご覧ください。これは平成28年春期賃上げの状況ということでございます。丸の後に書いてあるとおり、連合からずっと下まで、抜粋して羅列したものでございます。参考にさせていただきたいと思います。

続きまして資料4、これは4ページと5ページになりますけれども、新潟県の経済情勢でございます。これは、新潟県の経済情勢に関して、各調査機関による分析結果をとりまとめたものでございます。ご覧いただければと思います。

それから資料No.5、6ページになります。これは最近の雇用失業情勢ということでございます。これは当局の資料ということになりますけれども、5月の有効求人倍率は1.30倍と、これは書いてあるとおり、前月より0.01ポイント上昇しているということです。また、新規求人につきましては、前年同月比で2.2パーセント、2か月ぶりに増加したというところでございます。ただ、新規求職につきましては、前年同月比で2.8パーセント減少している。これが3か月連続で減少しているというような状況でございます。

続きまして資料No.6、15ページになります。これも例年つけておりますけれども、新潟県の主要指数の推移でございます。見ていただき参考にさせていただければと思います。

続きまして資料No.7、16ページになります。これは最近の物価動向になります。上の表につきましては総務省、それから下につきましては、日本銀行の企業物価指数のデータをグラフに表したものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして資料No.8、これが17ページになります。17ページから40ページまでがその内容になりますけれども、これは、平成28年4月分の新潟県の毎月勤労統計の調査結果ということになります。膨大ですが目を通していただければと思います。

続きまして資料No.9、41ページです。これは昨年度、新潟地方最低賃金審議会、それから専門部会を開催した状況を一覧表にしたものです。括弧書きの部分は、平成26年度を参考に記入してもらいました。これを今年度の参考にしてくださいと考えております。

続きまして資料No.10、これが答申を受けた場合、最短効力発生の予定日ということになります。左の方が答申の公示日とすると、太線の最後のところで発効予定日がありますが、この日に最短で発効できるという表でございます。これも参考にさせていただければと思います。

資料No.11、43ページから50ページになります。ここには3種類の資料がございます。最初に、「ニッポン一億総活躍プラン」平成28年6月2日閣議決定の、最低賃金にかかる関係部分の抜粋でございます。それから45ページ、これが「経済財政運営と改革の基本方針2016」、同日閣議決定ですけれども、この最低賃金に係る関係部分の抜粋でございます。

もう1つ、49 ページです。「日本再興戦略 2016」、これも同日閣議決定のもの最低賃金にかかる部分の抜粋ということになっております。それぞれ例えば44 ページの一番下とか、47 ページの真ん中あたり、下線の部分がございます。この部分に最低賃金の引き上げ率等について、具体的な数字が示されているところがございます。

続きまして資料No.12以降No.16まで、これが最低賃金に関する要請書でございます。最初に、資料No.12でございます。51 ページ、52 ページになっております。これが新潟市長からの要請書でございます。資料No.13、53 ページですけれども、これが2月26日に日本労働組合総連合会新潟県連合会会長からいただいた要請書になります。

資料No.14です。57 ページになります。No.14とNo.15、7月4日付で要請書をもらいましたけれども、この2通が新潟県労働組合総連合議長から提出されたものでございます。

最後に資料No.16です。これが新潟県の最低賃金の引き上げを求める団体要請と、個人要請署名でございます。このような最低賃金に関する要請等が出ておりますので、ご覧いただければと思います。

(会 長)

ざっと資料説明もいただきましたが、これに関連しまして、ご質問、ご意見等ありましたら何なりとどうぞ。

(諸橋委員)

資料No.10の関係ですけれども、例年、これまで効力発生につきましては、10月1日前後かもしくは10月末までには決まっております。最後までいきますと10月31日の決定で12月28日効力発生ということで、年末までできるようにということで、こういう一覧をしているということによろしいでしょうか。もしであれば、残りのひと月分くらいなくてもいいのかなと思ったところでありまして、何か意図があるのかなというところを確認させていただければと思います。

(室 長)

特にいつまでというものはもちろんございませんので、あくまでも目安で幅広く載せたものと理解しております。ここまでひっぱるとか、そういう意図ではないと思います。

(会 長)

他に、木南先生よろしいですか。

(木南委員)

はい、いいです。

(会 長)

では次にいきましょうか。

今後の審議につきましては、例年どおり専門部会で審議するということになると思います。ただいま資料等をいただきました。それから、これらにつきまして専門委員会において十分審議のほど、よろしく願いいたします。

次が議題3、その他ということになりますので、その他の内容を事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

3点お話しさせていただきます。第1点目につきましては、実地視察の必要性についてでございます。新潟では、本審において毎年取扱いを協議していただいているところでございます。従来、それぞれの団体を代表される方々が委員として出てきていただいておりますので、実地視察の必要性はないということできておりますけれども、一応、今年度の取扱いについてご協議いただければと思います。

次に2点目です。関係労使の意見聴取の必要性についてでございます。要覧の146ページをご覧くださいと思います。146ページの下の方に、第25条の5項というところになります。5項では、「最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合において、厚生労働省令で定めるところによって、関係労働者、関係使用者の意見を聴くものとする」ということに規定されております。

労働局長が必要な公示を行うほか、当局のホームページに掲載しまして、幅広く意見を求めています。それから、次に147ページの一番上、6項もございます。6項につきましては、「前項の規定によるほか、審議に際して必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聴くものとする」と規定されております。

これらに関しまして、平成26年度につきましては生協労連のコープネットグループ労働組合支部常任中央委員長から意見聴取をいたしましたし、昨年度は、全国建設交運一般労働組合新潟県本部トラック部会長より、10分程度意見陳述をしていただいたところでございます。本年度につきましても、意見陳述の場を設けるかどうか、それから、設ける場合の意見陳述の日、人数、所要時間についてもご協議いただければと思います。